

令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会を鎌ヶ谷市役所6階第1・2委員会室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和4年3月14日(月) 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 鈴木 有光 委員 | 2. 奥山 喜和子 委員 | 3. 古川 和昭 委員 |
| 4. 浅海 博行 委員 | 5. 川村 誠司 委員 | 6. 石原 和弘 委員 |
| 7. 板橋 睦男 委員 | 8. 熊谷 弘和 委員 | 9. 時田 将 委員 |
| 10. 山田 芳裕 委員 | 11. 石井 正美 委員 | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 濱田 光一 委員 | 澁谷 好治 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

3 事務局出席者

出席職員 3名

- 事務局 長 佐山 佳明
事務局次長 小川 史江
主任主事 山田 亮

4 会議日程

・議事録署名委員の指名について

・議事

- | | |
|----------------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 1件 |
| 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について | 7件 |
| 報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について | 1件 |
| 報告第4号 農地法第5条の規定による転用届出の取消願について | 1件 |

5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、
5番、川村 誠司委員、
6番、石原 和弘委員を指名いたします。

浅海 議長 お諮りいたします。
議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。
今回の現地調査班は1班です。
鈴木有光班長より総括的な報告をお願いいたします。

鈴木 班長 議長
浅海 議長 1番、鈴木有光班長
鈴木 班長 1班の現地調査の報告をいたします。
3月4日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、浅海会長、時田会長職務代理者、事務局職員2名と共に現地調査を実施しました。
提出された案件は、農地法第5条の規定による許可申請について、1件です。
1班といたしましては、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程をよろしくお願いいたします。
なお、詳細につきましては班員より報告いたします。
以上で1班の総括報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。
浅海 議長 それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。
山田主任主事 議長
浅海 議長 山田主任主事
山田主任主事 議案書の3ページをご覧ください。
議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1で
ございます。
申請地は、畑1筆、面積3,454平方メートルです。
転用計画は、賃貸借によるオートキャンプ場用地です。
申請理由は、譲受人は製造業を営んでいますが、新業態としてアウトドア事業を立ち上げ、オートキャンプ場の開設を計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内を砂利敷きおよび芝生敷きとすることで自然浸透させるとともに、高さ50センチメートルの擁壁およびコンクリートブロック1から4段積みで周囲を囲うことで土砂等の流出抑制を図ります。
農地区分につきましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のい

れにも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地に該当します。代替性につきましては、人口集中エリアからのアクセスが良く、かつ計画に適した広さであり、他の土地では代替えがきかないものと思われます。

資金につきましては、自己資金により賄い、金融機関の残高証明書により確認しています

関係法令につきましては、都市計画法および道路法に該当しますが、都市計画法については開発行為許可申請書の写しにより申請済みであること、道路法については道路占用許可書の写しにより許可済みであることを確認しています。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われます。

以上です。

浅海 議長
古川 委員

現地調査の報告を求めます。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

3月4日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積3,454平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、管理棟、トイレ棟以外での電灯など設置の有無について確認したところ、設置しないとの回答でした。

次に、騒音等への懸念を伝えたところ、消灯時間は午後10時とし、それ以降は近隣に迷惑とならないよう声かけを行うほか、花火が可能なエリアを限定する、もしくは原則禁止とするなど、地域に配慮した計画とする旨の回答がありました。

次に、前面道路の路上駐車への対応について確認したところ、もし利用者がそのような行為をしていた場合は、常駐する管理人が指導等実施するとの回答でした。

次に、本件は千葉県農業会議の常設審議会案件であるため、追加で質問事項を作成し、総会までに回答を事務局に提出するよう指示し、本日、提出されたことを確認しました。

次に、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、転用事実確認証明願を提出し地目変更を行い、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。

最後に、道路河川整備課より、区域外に雨水が直接流出させないよう通

知があったこと、近隣住民より意見書の提出があったことを伝え、意見書等を手渡しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、議案第1号は可決されました。

浅海 議長

以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告案件を上程いたします。

第1号から第4号までを報告いたします。

浅海 議長

事務局に報告をお願いします。

山田主任主事

議長

浅海 議長

山田主任主事

山田主任主事

議案書の4ページをご覧ください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件につきましては、内容等に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理いたしました。

続きまして議案書5ページから6ページまでをご覧ください。

報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について7件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の7ページをご覧ください。

報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、農地として耕作されていまして、会長専決により、証明書を発行いたしました。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

報告第4号農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の取消願について1件につきましては、所有権移転を伴う宅地造成を目的としていましたが、持分が変更となったことから届出があったもので、事務局長専決によりこれを受理いたしました。

以上です。

浅海 議長

ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

浅海 議長

以上で、令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会を閉会いたします。
皆様ご苦労様でした。

閉会 午後4時25分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 4年 4月 8日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 川村 誠司

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石原 和弘